

日本のハーグ条約締結をめぐる国会論議

— 条約に対する基本的認識、外務省・在外公館の役割等を中心に —

前外交防衛委員会調査室 加地 良太

1. はじめに

国際離婚等に伴う国境を越えた不法な子の連れ去りに対処するための国家間協力の枠組みなどを定めるものとして、1980年10月、ハーグ国際私法会議において「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」（以下「条約」という。）が採択された。条約は、子の利益が最も重要であることを前提として、子の監護権（親権）は子がそれまで在住していた国（常居所地国）で決定されるべきとの発想の下、ひとまず子を常居所地国へ戻す手続の仕組みを定めている。常居所地国の法に照らして認められる監護権を有する者が、その監護権を侵害される形で不法に子を連れ去られ、又は留置¹された場合（以下「連れ去り等」という。）、その者から申立てがなされたときには原則として子を常居所地国に返還しなければならない。併せて、国境を越えて会えずにいる親による子との面会交流を締約国が援助することも規定している。日本では、一般に「ハーグ条約」と呼ばれている。

締約国数は、2013年3月時点で89か国に達している。日本政府は、2011年5月以降、条約締結の準備を進めてきたが、2013年5月、条約の締結が国会で承認され、また、6月には、条約を実施するための法案として「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律案」（以下「国内実施法案」という。）が国会で成立した²。

条約の締結を巡っては、国内において、積極的な意見と慎重な意見の両方が示されてきており、国会においても条約の承認案件が提出される前から議論が重ねられてきた。本稿では、条約締結の意義や条約の考え方等、条約に関する基本的な認識に加え、外務省及び在外公館における条約の実施に係る体制の整備などを中心にして、条約締結をめぐるこれまでの国会における議論を紹介したい³。

¹ 留置とは、国境を越えて他国に一時的に滞在していた子を常居所地国に戻さないことをいう（大谷美紀子「国境を越える子の監護に関する問題」渡辺惺之監修『涉外離婚の実務』（日本加除出版2012.2）269頁）。

² 条約締結の承認案件及び国内実施法案は、2013年3月15日に第183回国会に提出され、4月4日、衆議院本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、条約締結の承認案件は衆議院外務委員会において、国内実施法案は衆議院法務委員会において、それぞれ審査が行われた。

条約締結の承認案件は、4月23日に衆議院本会議において全会一致により承認され、同日参議院に送付された。参議院では、本会議における趣旨説明及び質疑は行われず、外交防衛委員会において審査され、5月22日に参議院本会議で全会一致により承認された。

国内実施法案は、5月9日に衆議院本会議において全会一致により可決され、同日参議院に送付された。参議院では、本会議における趣旨説明及び質疑は行われず、法務委員会において審査され、6月12日に参議院本会議で全会一致により可決された。

なお、条約の受諾書の寄託の時期について、外務省は、政令の制定及びガイドライン等の作成、最高裁判所規則の制定等、条約の実施に係る運用の細則を定める作業の進捗状況を踏まえつつ確定されることを想定していると説明している（第183回国会衆議院本会議録第14号12頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁）。

³ なお、国際的な子の連れ去り問題の現状、条約の概要等については、拙稿「深刻化する国際的な子の連れ去り問題とハーグ条約」『立法と調査』第326号（平24.3.8）及び「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」『立法と調査』第326号（平24.3.8）及び「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」『立法と調査』第326号（平24.3.8）を参照。

2. 条約の国会提出に至る経緯

欧米では、国境を越えた不法な子の連れ去り事案の存在が、古くから認識されていた。日本でも、国際的な子の連れ去り問題の存在が広く知られるようになる以前から、日本国外への連れ去りも日本国内への連れ去りも発生していた。1990年代には一部の研究者の間で条約締結の可能性が検討されてはいたが、2000年代に入ると、国際的な子の連れ去りの問題の実態がメディアなどでも取り上げられるようになった。

他方で、欧米を中心とする諸外国からは、日本に子連れ去られた場合に日本の裁判手続により子を取り戻そうとしても、引渡命令を勝ち取ることが容易ではないとして、子連れ去られた外国人の親などから、日本に対して厳しい非難が寄せられていた。また、2004年に国連の「児童の権利に関する委員会」⁴が日本政府に条約の批准を勧告し、2005年以降は、民間の団体のみならず、政府高官からも、日本政府に対して、累次のハイレベル会談の場等を通じて、条約の締結が強く要請されるようになっていた（稿末の資料を参照）。

我が国においては、2009年9月のいわゆる「サボイ事件」⁵を契機に、条約締結に向けた検討の動きが加速し、2010年2月、鳩山総理大臣（当時。以下同じ。）が岡田外務大臣と千葉法務大臣に条約の早期締結に向けた検討を指示した。その後、2011年1月、政府は「ハーグ条約に係る副大臣会議」を設置し、そこでの議論の結果を踏まえ、5月20日、条約締結の準備を進めることを閣議了解した。閣議了解では、条約締結に向けて必要となる国内作業として、同月19日の関係閣僚会議における了解事項に基づき法律案の作成作業を進めることとされた。

副大臣会議の座長を務めた福山内閣官房副長官は、閣議了解に至るまでの政府内での検討について、子の福祉を最優先するという考え方の下、締結ありきではなく議論を開始し、現状の国内の情勢や実態をニュートラルに把握すべく、賛成と反対の双方に加えて日弁連からも意見を聞いたとしている。そして、そうした議論を重ねた結果、政府として、条約を締結していく方針の下において必要な法案作成作業を進めることで意思統一を図ったのであって、外圧に屈したわけではないと説明した⁶。また、具体的な制度設計が定まっておらず、当事者から懸念も示されている中で、条約を締結することを決定し、国際社会に対し表明することは拙速ではないかとの意見も示されたが⁷、これに対しては、賛成、反対双方の立場の意見を承った上で、一定の方向性として、条約を締結したいということで閣内において一致を見たが、他方、当事者の懸念への考慮については、検討事項として閣議了解の中で示しており（6. を参照）、当然、法案策定過程における各界各層からの議論、国

約（ハーグ子奪取条約）『立法と調査』第328号（平24.5.1）を参照されたい。

⁴ 1989年に国連総会で採択された「児童の権利条約」（児童の権利に関する条約、いわゆる「子どもの権利条約」）の第43条に基づき設置された機関で、締約国における条約の実施状況についての報告及び審査等を行っている。

⁵ この事件は、子と父であるサボイ氏との定期的な面会を定めた離婚時の合意に反し、日本人母が米国から子連れ帰ったのに対して、サボイ氏が日本に来てその子連れ戻そうとし、子を連れて在福岡の米国領事館に駆け込む寸前のところで、福岡県警に未成年者略取容疑で逮捕された事件で、日本国内でもメディアを通じて大きく取り上げられた。その後、日本人母に対しては、米国の裁判所から、610万ドルの賠償金の支払が命じられた。

⁶ 第177回国会衆議院内閣委員会議録第11号11～12頁（平23.5.20）福山内閣官房副長官答弁

⁷ 第177回国会参議院外交防衛委員会議録第8号14～17頁（平23.5.17）など

会審議の中で理解を図っていききたいとの趣旨の答弁を行った⁸。

この閣議了解を受け、①条約上各締約国に設置が義務付けられる中央当局の任務と②子の返還に係る裁判手続に関する国内実施法案の策定のため、外務省に設けられた「ハーグ条約の中央当局の在り方に関する懇談会」（座長：小早川光郎・成蹊大学法科大学院教授）及び法務大臣の諮問機関である法制審議会の「ハーグ条約（子の返還手続関係）部会」を中心に検討が進められた。その後、パブリックコメントに寄せられた意見も踏まえ、2012年1月19日、外務省が中央当局の在り方に関する「論点まとめ」を公表し、2月7日には、法制審議会が小川法務大臣に『『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）』を実施するための子の返還手続等の整備に関する要綱』を答申した。

2011年11月の日米首脳会談では、野田総理大臣が2012年の常会に法案を提出することを目指す旨をオバマ大統領に伝えていた。2012年3月9日、政府・与党内での最終的な取りまとめ作業の後、条約締結の承認案件及び国内実施法案が第180回国会において衆議院に提出された。国内実施法案は、我が国における中央当局の指定とその権限、子をその常居所地国に返還するために必要な裁判手続等について定めており、法務省、外務省等が所管している。その後、条約承認案件は衆議院外務委員会に、国内実施法案は同法務委員会に付託され、継続審査となった後、第181回国会において、いずれも衆議院解散に伴い審査未了・廃案となった。

2012年12月の衆議院総選挙の結果、第2次安倍内閣が発足した。安倍総理大臣は、2013年2月の日米首脳会談において、条約と国内実施法案の国会提出を目指しているとの説明を行った。3月15日、政府は条約締結の承認案件及び国内実施法案を改めて第183回国会において衆議院に提出した。

3. 条約締結の意義

条約締結の意義については、まず、①国際的なルールに従って子の連れ去り等をめぐる問題を解決する必要性があり、そうした国際的なルールとして現在確立されているのはハーグ条約であることが挙げられている。安倍総理大臣も、条約締結が求められる理由として、国境を越えて結婚する人々が増加する中で国際的なルールを作っていくことが必要であるとの認識を示している⁹。また、②将来的な更なる子の連れ去り等の発生を防止する効果¹⁰、③条約未締結を理由とする日本への子を伴う渡航制限の改善¹¹、④国境を越えて所在する親子の接触機会の確保¹²などが挙げられている¹³。

⁸ 第177回国会衆議院内閣委員会議録第11号12頁（平23.5.20）福山内閣官房副長官答弁。なお、締結の是非の検討に当たっては、各締約国における条約の運用状況について、条約事務局に職員を派遣しての調査、各地駐在の日本の在外公館や在京大使館を通じての調査、条約事務局が公表しているデータの分析などを通じ、情報収集に努め、また、当事者へのアンケート調査により実態の把握に努めたと説明している（第177回国会衆議院内閣委員会議録第11号13頁（平23.5.20）山花外務大臣政務官答弁）。

⁹ 第183回国会衆議院予算委員会議録第5号29～30頁（平25.2.13）安倍総理大臣答弁

¹⁰ 第183回国会衆議院本会議録第14号11頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁など

¹¹ 第183回国会衆議院法務委員会議録第8号1頁（平25.4.12）鈴木外務副大臣答弁

¹² 第183回国会衆議院本会議録第14号3頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁など

¹³ なお、日本が条約を締結したとしても、邦人が海外で「実子誘拐罪」に問われることがなくなるわけではない。日本への子の連れ去り事案が刑事訴追されるか否かは、あくまで当該国の関係機関の判断によるが、日本

他方で、国際社会からの日本に対する見方と条約の締結との関連については、様々な見方が示されてきた。政府は、条約を締結するか否かの検討において、外交上の要請があることも事実であるが、あくまで子の福祉に資するかどうかという観点が確保できることが重要であるとの趣旨の説明を行ってきた¹⁴。条約の国会提出後も、安倍総理大臣は、米国の関心が高いから条約を批准するという性格のものではないとの認識を示している¹⁵。

同時に、条約を締結しない状態が続けば、国際社会における我が国の姿勢も問われかねないとの認識も示されている¹⁶。過去にも、日本として、国を開き、国際社会の一員としてこうした国際的ルール作りにコミットしていく必要があることが指摘されていた¹⁷。

国会においても、「子どもの拉致大国」と非難されてきた日本のイメージをどのように回復するかとの点が質された。これに対して、岸田外務大臣は、日本への子の連れ去りを「拉致」と非難する海外の報道があることは残念であるとし、一方の親による子の連れ去りと北朝鮮当局の関与の下に日本の主権及び国民の生命と安全が侵害された拉致問題を同一の文脈で論ずることは、論理の飛躍であるのみならず、国際社会による拉致被害者救済に向けた努力を損なうものであり、不適切であるとの認識を示した。他方、条約を締結していないことにより、日本が子の不法な連れ去りをあたかも容認しているがごとく批判され、対外的なイメージが損なわれていることもまた事実であるとし、条約を早期に締結し、引き続き、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった基本的な価値に立脚した戦略的な外交を展開したいと答えている¹⁸。

4. 条約の基本的な考え方

条約に対しては、児童の権利条約第3条1が「児童に関するすべての措置をとるに当たっては、…児童の最善の利益が主として考慮される」と定めていることから、返還ありきではなく、どの国でどの親と生活するかは子の利益を最優先に判断がなされるべきではないかとの批判的見解も示されている¹⁹。このような見解に対して、岸田外務大臣は、子の監護に関する事項を決定するための手続は、子が慣れ親しんできた生活環境のある国において行われることがその子にとって最善であるとの考え方に条約は立っているとした。その上で、いかなる場合であっても返還が子にとって最善の利益であるとするわけではなく、返還により子の心身に害悪を受ける重大な危険がある場合など一定の場合には子の返還を拒否できるものとしており、こうした観点からも子の利益を最重要視した条約であると言

が条約を締結すれば、条約に基づく子の返還手続が利用可能となるため、残された親が告訴しない、あるいは告訴を取り下げて、連れ帰った親が刑事訴追されなくなることはあり得る（第183回国会衆議院本会議録第14号5頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁）。諸外国では、条約に基づく子の返還を実現する観点から、残された親に対してなるべく刑事訴追しないように勧める場合もあるとされる（第183回国会衆議院外務委員会議録第5号23頁（平25.4.19）平松外務省総合外交政策局長答弁）。

¹⁴ 第177回国会衆議院外務委員会議録第12号5頁（平23.5.20）松本外務大臣答弁など

¹⁵ 第183回国会衆議院予算委員会議録第5号30頁（平25.2.13）安倍総理大臣答弁

¹⁶ 第183回国会衆議院本会議録第14号11頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁

¹⁷ 第177回国会参議院法務委員会議録第10号6頁（平23.5.17）江田法務大臣答弁

¹⁸ 第183回国会衆議院本会議録第14号9頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁

¹⁹ 伊藤和子「視点・論点『“ハーグ条約”子どもの利益を第一に』」（NHK解説委員室HP 2012.2.14）など

えると説明している²⁰。児童の権利条約との整合性についても、同条約の起草過程において、子の不法な連れ去りにおける児童の権利の保護についても議論が行われた結果、子の不法な国外移送を防止すること等の規定が設けられており、いずれの条約も、子の利益を重視するとの観点から、国境を越えた子の不法な連れ去り等の発生を防止するとともに、発生した事態に迅速に対応するという共通の目的を有しているとの認識が示されている²¹。

国境を越えた子の連れ去り事案では子の所在探知などの条約上の援助を受けられる一方、国内における子の連れ去り事案ではこうした援助を受けることができないため、ダブルスタンダードではないかとの指摘もなされた。この点に関しては、谷垣法務大臣が、①条約は、子の監護に関する紛争そのものについて解決する前提として、まずは子を常居所地国に戻す手続を定めるものであり、国内事案に係る手続とは性質を異にする、②国内における子の連れ去り事案について国が相手方の所在調査を行うことについては、私人間の紛争に国家がどの程度介入するかという問題についての議論を必要とするため、慎重な判断が求められる、③国境を越えた親子間の面会交流事案は、国内事案よりもはるかに連絡、折衝等が難しく、これを中央当局がバックアップすることをもって著しく不均衡が生じるとは言えないとの見解を示している²²。

欧米を中心とした価値観に基づくこの条約は、日本の家族観と相入れないのではないかとする意見も示されているが、岸田外務大臣は、一方の親の都合によって不法に子が連れ去られることは、ある日突然に生活基盤が崩れ、他方の親との接触が切断され、異なる言語、異なる文化環境での生活を余儀なくされるといった有害な影響を子に与えるという認識に条約は立っており、こうした考え方自身は国際社会で共有されていることから、特定の国や地域の習慣、文化あるいは価値観に立脚するものではないとの認識を示している²³。また、日本が条約を締結するためには、離婚後においても子の親権を父母が共同で行使できる法制度（離婚後共同親権）に我が国の家族法制を改める必要があるのではないかとの意見も示されているが、条約は、子が不法に連れ去られた場合に、子が常居所地国に返還するか否かを決定するものであって、親権制度そのものについて規定しているわけではないと外務省は説明している²⁴。他方で、離婚後共同親権を採る米国から、離婚後に一方の親が他方の親の同意なく子を日本に連れ帰った場合には、条約の適用対象となるのに対し、離婚後単独親権を採る日本から、単独で親権を有する親が外国に子を連れ去った場合には、条約上の子の返還手続の適用対象には当たらないことが確認されている²⁵。

²⁰ 第183回国会衆議院本会議録第14号8頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁

²¹ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号28頁（平25.4.19）平松外務省総合外交政策局長答弁。なお、外務省は、2004年に国連の「児童の権利に関する委員会」が日本に対して条約の早期批准を勧告したことについて、確かに締結に向けた事務的な検討における一つの節目とはなかったが、勧告以降、政府全体として条約締結の承認案件や国内実施法案を国会に提出できる状況までは至らなかったとの趣旨の答弁をしている（第183回国会衆議院法務委員会議録第10号25頁（平25.4.24）新美外務省大臣官房参事官答弁）。

²² 第183回国会衆議院法務委員会議録第10号9頁（平25.4.24）及び第183回国会衆議院法務委員会議録第11号9頁（平25.4.26）谷垣法務大臣答弁

²³ 第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号7～8頁（平25.5.21）岸田外務大臣答弁

²⁴ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号11頁（平25.4.19）平松外務省総合外交政策局長答弁

²⁵ 第183回国会衆議院法務委員会議録第11号8～9頁（平25.4.26）及び第183回国会参議院法務委員会議録第9号5頁（平25.6.6）谷垣法務大臣答弁

5. 条約上の子の返還手続の対象とならない連れ去り事案への対応

日本がこれまで条約を締結していない間、諸外国からは、政府間の外交ルートを通じ、様々な個別の日本への連れ去り事案について、照会や対応の要請などが寄せられていた。また、日本政府からも、日本からの連れ去り事案への対応を求める要請が各国政府に対してなされてきた。しかし、条約第35条は、「この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する」と定めており、これらの事案については、面会交流支援を除き、条約に基づく子の返還手続を利用することはできない。

このため、条約発効後において条約発効前に発生した事案にどのように対処するのかが問われた。この点に関して、岸田外務大臣は、それぞれの国内法令に従って友好的な解決が図られるよう、政府として可能な限り支援を行っていきとし、今後も、例えば、個別の事案についての関係国間での情報交換、関係国の協力の下に行う面会交流の実現に向けた支援など、困難な状況に置かれた子の福祉を重視することを基本としつつ、引き続き取り組んでいくと述べている²⁶。

また、日本人の国際結婚の相手先国として多い、中国やフィリピンなどの条約未締結国に対する締結の働きかけ及び未締結国への連れ去り事案への対応についても質された。岸田外務大臣は、まずは我が国が締結に向けて作業を進め、その上で、各国に対して条約の重要性を説明し、締結を働きかけていくことが大変重要だとの認識を示し、努力をしたいとしている²⁷。

条約の適用に関連して、不法な「留置」の起算点がどのように解釈されるかについても議論がなされた。外務省は、ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を受けて、既に母が子を日本に連れ帰っているケースについて、基本的に条約が適用されるケースはほとんどないものと理解してよいと説明している²⁸。

6. 条約が定める返還拒否事由の国内実施法案における具体化

条約では、一定の事由に該当する場合には、子の返還を拒否することができることとされているが、それらの事由の中でも、「返還することによって子が心身に害悪を受け、又は

²⁶ 第183回国会衆議院本会議録第14号8～9頁（平25.4.4）岸田外務大臣答弁。このほか、具体的には、子が連れ去られた国の現行制度の活用の推奨、親が子と会えない場合に領事が子と面会し、状況を確認する「領事面会」を外務省として側面支援すること、情報共有を目的とする二国間の連絡協議会を通じた対応等を行っていきと説明している（第183回国会衆議院法務委員会議録第10号8頁（平25.4.24）鈴木外務副大臣答弁）。なお、子を日本から海外へ連れ去られた日本人親からの支援要請がある場合、外務省では、子が連れ去られた先の国の担当部局に対して、日本人親の要請に応じて事実関係の照会、支援等を口上書や口頭で依頼している。日本から外国へ子が連れ去られた事案に関して、外務省ではここ数年の間に、欧米諸国に対し10件程度の依頼を行っている。

²⁷ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号29頁（平25.4.19）岸田外務大臣答弁。条約とは別に二国間で取決めを定めることにより対処することについては、二国間協定が主要国の間で締結されたというのは余り聞かず、日本を含む各国がハーグ条約を締結することが国際的なネットワークを構築する上で極めて有意義であった、アジアの国々に対しても条約に入る必要性、重要性を働きかけていくことが重要ではないかとの見解が外務省から示されている（第183回国会衆議院法務委員会議録第10号20頁（平25.4.24）新美外務省大臣官房参事官答弁）。なお、ハーグ国際私法会議ホームページによれば、国際的な子の連れ去りに対処する14の二国間取決めが締結されているようである。

²⁸ 第183回国会衆議院法務委員会議録第10号7～8頁（平25.4.24）鈴木外務副大臣答弁

他の耐え難い状態に置かれることとなる重大な危険」(第13条b)の要件に、子連れ帰った親が受けたDV被害等が該当するか否かについては、国内においても大きな議論を呼んだ。2011年5月20日の閣議了解では、返還拒否事由として、①子に対する暴力等のみならず、②相手方に対する暴力等、③相手方が子と共に帰国することができない事情等、④その他包括条項を国内実施法案の条文中に置くこととされた²⁹。その後制定された国内実施法案には、これに沿った形で、条約の規定を具体化する条項が置かれた³⁰。

こうした国内実施法案における返還拒否事由の具体化については、条約を逸脱しかねない広い裁量を家庭裁判所に与えることとならないかとの懸念が国会においても示された³¹。国内実施法案策定過程において日本政府が実施したパブリックコメントに対して、豪州・カナダ・フランス・ニュージーランド・英国・米国の6か国政府が共同で提出した意見表明では、法案は条約に用いられている言語を厳密に反映したものであるべきで、例外の解釈及び適用は限定的に行う必要があるとの意見が示されている。

こうした懸念に対して、政府は、国内実施法案の規定は、裁判規範としての明確化を図り、当事者による予測可能性を確保する観点から、条約の各締結国の判例なども参考にしつつ³²、その典型例を確認的に例示したものであって、条約の趣旨と合致するものであり、条約を骨抜きにするといったような批判は当たらないと説明している。さらに、法案の趣旨については、在京の各国大使館に対してこれまで説明をしたところ、各国の理解も得られていると考えており、今後ハーグ国際私法会議等の場も活用しながら、引き続き各国の理解を得られるよう努力していきたいとの考えを示している³³。

²⁹ 2011年5月の閣議了解を行う前の国会における議論で、江田法務大臣は、児童虐待あるいはDVが認められる事案や、返還を命じた場合に子と共に常居所地国に帰った親が同国において刑事訴追を受けることとなるような事案等については、返還を命じない、あるいは執行しないことができるような法制度とすることが日弁連からも要請されており、単に手続を決めるだけでなく、やはり同時に、子どもの権利条約、あるいは国連総会のチルドレンファーストの決議等の国際社会のルールを総合勘案しながら、日本としてはこういう場合に子を返還する、そうでない場合には返還しないということをしっかり考えていかなければならないとの認識を示していた(第177回国会衆議院法務委員会議録第2号29頁(平23.3.9))。また、民主党政権下で法案策定当時外務大臣政務官を務めていた菊田真紀子衆院議員も以下のように述べている。「民主党政権下での法案策定で最も労力を割いたのは、いかんにしてDV被害者の子供を守るかが焦点でした。本法律案では、返還拒否事由として、子が心身に害悪を受け、または他の耐えがたい状態に置かれることとなる重大な危険があることと定めていますが、民主党政権下で、外務省、法務省等の政務三役で議論を重ね、重大な危険の判断について、裁判所に丸投げすることなく、DVの場合も返還拒否事由に該当することを法律に盛り込むことについて、閣議了解しました。それを踏まえて検討が行われた結果、考慮事情として法文に書き込むことができました。これこそ、政治主導の成果であると自負しております。」(第183回国会衆議院本会議録第14号5頁(平25.4.4))

³⁰ 国内実施法案第28条2項は、本要件に該当する事由の有無を判断するに当たって考慮する事情として、①常居所地国において子が申立人から身体に対する暴力その他の心身に有害な影響を及ぼす言動(暴力等)を受けるおそれの有無、②相手方及び子が常居所地国に入国した場合に相手方が申立人から子に心理的外傷を与えることとなる暴力等を受けるおそれの有無、③申立人又は相手方が常居所地国において子を監護することの3つを例示しており、裁判所はこれら3つの事情のほか、一切の事情を考慮して判断するものとされている。

³¹ 第180回国会衆議院法務委員会議録3号20頁(平24.3.16)など

³² 国内実施法案における返還拒否事由に係る規定は、スイスの国内実施法が参考とされた。スイスでは、子を単独で豪州に帰国させたものの夫に養育能力がなく結局里親へ預けられた事案が発生し、子の返還が結局のところ条約が実現を目指す「子の利益(福祉)」に反することとなったと指摘された。これを受けて、2007年に、返還の可否を判断する際に「子の最善の利益」を考慮するとともに、里親に子の養育を委ねることが明らかに子の最善の利益ではない場合を返還拒否事由として明記した国内実施法が制定された。

³³ 第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号2頁(平25.5.21)若林外務大臣政務官答弁。なお、条約の解釈について、外務省は、あくまでも国内法を作成するものであって、逐一、条約事務局や他の国に照会していないが、条約違反と批判されないよう、国内的には外務省が責任を持って行っていくと説明している(第

7. 中央当局の任務及び体制の在り方

日本政府は、条約の定める中央当局を外務省に置くこととした。外務省に中央当局を設置した理由について、政府は、各国の例も参考にしつつ、慎重に検討を行った結果、締約国の中央当局との緊密な連携や、在外公館を通じた適切な支援体制の確保という観点から、外務省に中央当局を置き実施の窓口とし、法務省を始め関係府省庁との間で緊密に連携することにより、政府全体が一丸となって必要な任務を遂行することが適当であると総合的に判断をしたと説明している³⁴。

中央当局の任務や体制の具体的な在り方については、国内実施法案が成立した後に、政令、ガイドライン等により定められることとなっている。国会においても、政府として予定している具体的な手続や体制等について質疑がなされ、その一部が明らかとなっている。

中央当局の人員体制について、政府は、外務省及び法務省から人材を配置するほか、専門家としてソーシャルワーカー及び弁護士を中央当局の職員として採用し、全体として、当初は10名程度で発足し、DVや児童虐待などの支援業務に関わる人材を対象として公募を通じて採用したいとしている³⁵。また、子の安全な返還のための措置を採ることが条約上の中央当局の任務の一つであることを踏まえ（第7条h）、国内実施法では、日本からの子の返還の「代替執行」がなされる際に、中央当局は立会い等必要な協力ができるものとされているが（第142条）、現在のところ、子の心理的負担を最小限に抑える必要性に鑑み、どういう人材を立ち合わせるかが適当かについて、関係機関と協議をしているところであるとの説明がなされている³⁶。

条約の締結に当たって慎重な検討を要する点として、多くの論者より、配偶者からDV被害を受けて命からがら日本に帰国した当事者が、DVの存在を証明する証拠を現地から集め、これを立証することは困難ではないかとの懸念が示されている。岸田外務大臣は、①在外公館がDVを含む家族問題に関して在留邦人の相談を受けた際に作成する相談記録

177 回国会衆議院内閣委員会議録第12号15頁（平23.5.25）山花外務大臣政務官答弁）。

³⁴ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号34頁（平25.4.19）岸田外務大臣答弁。2011年5月の閣議了解の前には、政府は、中央当局が情報交換する中身そのものは司法手続に関するもので、諸外国においても、条約の適用対象とならない事案については外務省が担当するとしても、中央当局は司法関係を所管する省庁が務める国が多く、情報等交換先としてはそういうところが適切ではないかとの見解を示していたが（第177回国会衆議院外務委員会議録第11号7頁（平23.5.13）松本外務大臣答弁）、最終的には、閣僚の話し合いにより、中央当局は外務省に設置するが、法務省は人員や情報面について協力していくこととされた（第177回国会参議院法務委員会議録第12号9頁（平23.5.24）江田法務大臣答弁）。なお、松本剛明衆議院議員は、当時を回顧して、中央当局設置先としては、内閣、内閣府、外務省又は法務省が考えられたところ、最終的には外務省と法務省で協議をした結果、どこかが中央当局を受けなければ始まらないため、外務省を中央当局とするスキームを提示したが、個人的には法務省が引き受けても良かったと今でも思っているところがあると述べている（第183回国会衆議院法務委員会議録第11号3頁（平25.4.26））。また、中央当局の設置に関し、山口壯衆議院議員は、外務副大臣を務めていた当時、外務省が実際の家庭の1件1件についてまできちんと対応するのは困難であり、国内調整は法務省に担ってもらおうようにと話していたことを明らかにしている（第183回国会衆議院外務委員会議録第5号8頁（平25.4.19））。

³⁵ 第183回国会衆議院本会議録第14号11頁（平25.4.4）及び第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号12頁（平25.5.21）岸田外務大臣答弁など

³⁶ 第183回国会参議院法務委員会議録9号19～20頁（平25.6.6）新美外務省大臣官房参事官答弁など。なお、このほか中央当局の体制整備に関し、国会において取り上げられなかった論点としては、実際に子の連れ去りが発生した際に、連れ去り先が見当つかない状態でも、当事者にとって身近な地方自治体等に窓口を設けるなどして、当事者からの相談にきちんと対応できる窓口を整備しておく必要がある点が挙げられる。

を本人に手渡す又は裁判所に提出するなど、様々な支援を在外公館として提供し、また、②裁判所が当該国におけるDVの実態調査が必要と判断した場合には、日本の中央当局に対して調査嘱託を行い、これを受けて、中央当局が当該国の中央当局に対して情報の提供を求めることも想定されているとし、様々な仕組みを活用して、海外におけるDVを裁判において証明する困難を乗り越えていきたいと答弁している³⁷。外務省が行った主要締約国の中央当局との意見交換の中では、調査依頼を受ければ前向きに協力したいという回答がおおむね得られている³⁸。

日本からの子の返還後に各地に駐在する在外公館がフォローアップを行うことは、条約上の義務とはされていないが、外務省では、DV被害、児童虐待を含む何らかの家庭内の問題に巻き込まれるおそれがある場合、また、実際に巻き込まれた場合には、在外公館が、現地の保護制度の説明、又は、弁護士や福祉専門家、シェルターの紹介等の支援を実施し、相談に適切に対応していくとしている³⁹。外務省の説明によると、現在、各地に駐在する在外公館では、DV被害を受けた在留邦人への支援強化策として、緊急用シェルターの運営、カウンセリング、法律相談、裁判支援等を行っている現地の関係団体、専門家等と連携して、日本人向けの支援活動を強化する方策が、全ての公館において採られており、特に北米の在外公館では、ニューヨーク及びロサンゼルス総領事館において、現地の団体への業務委託が既に開始されている⁴⁰。外務省では、2013年度中には更に4公館において対応を講ずることとし、翌2014年度も予算措置を講じていきたいとしている⁴¹。ただし、在外公館による支援策は、あくまで現地の法制度にのっとってできる限り行われるものであるとしている⁴²。

また、衆参両院の法務委員会は、国内実施法案の採決に際して、政府は1年ごとに、国境を越えた子の連れ去りと国内実施法の運用実態を調査、検証し、その内容を国会に報告、公表することとする附帯決議を付している⁴³。これに関して、条約の運用状況のみならず、子を返還した後の生活環境等についても、個別の事案ごとにフォローアップすべきではないかとの意見が示された⁴⁴。こうした意見に対して、外務省は、在外公館自らが有する情報は提供することが可能だが、相手国関係機関による個人情報保護との関係が生じるために調査が難しい部分もあるとした上で、できる限り実態調査、検証に励んでいきたいと答弁している⁴⁵。

³⁷ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号7頁(平25.4.19)岸田外務大臣答弁。ただし、その際の証明責任に関しては、一義的には当事者が証拠を収集し、在外公館に相談記録がある場合には裁判所に提出し、それでも不足のある場合に、中央当局経由で裁判所が必要な情報を得ることとなる旨が政府からは説明されている(第183回国会参議院法務委員会議録第9号9頁(平25.6.6)新美外務省大臣官房参事官答弁)。

³⁸ 第183回国会参議院法務委員会議録第9号9頁(平25.6.6)新美外務省大臣官房参事官答弁

³⁹ 第183回国会衆議院法務委員会議録第10号6頁(平25.4.24)阿部外務大臣政務官答弁など

⁴⁰ 第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号12頁(平25.5.21)上村外務省領事局長答弁

⁴¹ 同上

⁴² 第177回国会衆議院法務委員会議録第2号30頁(平23.3.9)川田外務省領事局長答弁

⁴³ 第183回国会衆議院法務委員会議録第11号12頁(平25.4.26)及び第183回国会参議院法務委員会議録第11号15頁(平25.6.11)

⁴⁴ 第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号12頁(平25.5.21)

⁴⁵ 第183回国会衆議院法務委員会議録第10号6頁(平25.4.24)阿部外務大臣政務官答弁及び第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号12頁(平25.5.21)平松外務省総合外交政策局長答弁

8. 面会交流支援

条約は、締約国に対し、国境を越えて会うことができずにいる親による、子との接触の権利（面会交流権）の行使を確保する措置を採ることも求めている。面会交流権を侵害されている親は、返還援助申請と同様に自国の中央当局に対して面会交流支援の申請をすることで、子が所在する国の中央当局による援助を受けることが可能となる。

ただし、面会交流制度につき特定の新たな国内措置を整備することが条約上求められているわけではなく、中央当局による援助は、申請した親が子の所在地国における既存の面会交流制度を利用することに対する支援であるとされている。外務省では、条約が定める「接触の権利」は、児童の権利条約第9条3の「人的な関係及び直接の接触」とほぼ同義であるが、一定の締約国の法令に基づくことが前提とされており、我が国の民法第766条で協議離婚に際して定めるべき子の監護に関する事項として例示されている「父又は母と子との面会及びその他の交流」がこれに対応しているとの解釈を示し、面会交流権の内容に関する新たな規定を国内実施法案に設ける必要はないとしている⁴⁶。

中央当局による援助の体制については、家庭問題情報センター（F P I C）や日本国際社会事業団（I S S J）といった機関との間で今後の協力体制の在り方について協議しており、これら機関への政府からの業務委託、予算措置を検討していると外務省は説明している⁴⁷。

条約発効後の不法な連れ去り等に対象が限られる返還援助申請の場合とは異なり、面会交流支援は、条約発効後、現に子との面会交流が遮断されている状態が存すれば適用の対象となる。このため、発効前の不法な連れ去り等により子と会えない状態が続いている場合についても、適用の対象となると解されている。外務省は、その理由として、発効前の連れ去り等に起因するものであったとしても、子との面会が遮断されていれば手当てすべきというのが条約の精神⁴⁸であることを挙げている⁴⁹。

9. 本条約締結後の課題

（1）子の監護等に関する諸問題への国際的な対処

国会においては、条約採択当時、グローバル化による国際結婚の増加に伴い条約締結の必要性が高まることを政府が見通すことができなかつた責任について指摘がなされるとともに、条約締結後の課題として、国境を越えた子に関わる問題を扱う他の国際的な枠組にどのようにコミットしていくか、あるいは、我が国として国際司法協力をいかに促進していくかについて問題提起がなされた⁵⁰。ハーグ国際私法会議においては、本条約以外にも、

⁴⁶ 第183回国会衆議院外務委員会議録第5号16～17頁（平25.4.19）平松外務省総合外交政策局長答弁

⁴⁷ 同上

⁴⁸ 面会交流支援の規定は、接触の権利の効果的な尊重が不法な子の連れ去り又は留置の予防につながることを期待されて条約上定められたものである。

⁴⁹ 第179回国会参議院外交防衛委員会議録第2号28～29頁（平23.10.27）宮島外務省総合外交政策局審議官答弁。条約第35条は、「この条約は、締約国間において、この条約が当該締約国について効力を生じた後に行われた不法な連れ去り又は留置についてのみ適用する。」と定めている。

⁵⁰ 第183回国会参議院外交防衛委員会議録第4号9頁（平25.5.21）及び第183回国会参議院法務委員会議録第9号5頁（平25.6.6）

国境を越えた家族に関する諸問題に対処する国際的な行政協力を実施する条約が採択されている。これらのうち特に、1993年に採択された「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」（ハーグ国際養子縁組条約）⁵¹の締結の可能性について、外務省からは、この条約が重要との認識が示された上で、締結するには、養子縁組をする子の最善の利益を確保するとともに、不適切な養子縁組のあっせん等を防止する観点から、養子縁組を承認するなどの権限を行使する中央当局の指定を含め、関係省庁間の協力体制を整備するなどの必要があり、締結の可能性について関係省庁と連絡を取りつつ更に検討をしていくとの見解が示された⁵²。

（２）条約の運用に関する不断の見直し

国境を越えた子の連れ去り等の実情については、明確な統計が存在しているわけではなく、アンケート調査等によりその実態の一部が明らかにされているに過ぎない⁵³。条約の発効後、面会交流支援を含めると申請が殺到する可能性も考えられるとして、現在想定している人員体制では不十分ではないかとの指摘がなされている⁵⁴。また、国内実施法案では、子の返還に係る裁判手続を管轄する裁判所は、事案の特殊性や専門性が高いことを踏まえ、東京と大阪の２庁の家庭裁判所に認めることとされたが、米軍基地が集中する沖縄では、日本人女性と米国人男性の間の結婚が多いことから⁵⁵、全国の高裁所在地の家裁に加えて那覇家裁にも管轄を認めるべきではないかとの意見も示された⁵⁶。

条約発効後の運用に関する見直しについて、衆参両院の法務委員会の附帯決議では、政府は、施行後３年を目途として、国内実施法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされた。見直し条項を法案中に設けることを求める議論もあったが、①本条約自体に改正条項が設けられておらず、これまでも改正されていないこと、②条約自体に改正条項が設けられていない他の条約の実施に係る国内実施法において、これまで見直し規定を置いた例は見当たらないこと、③他の締約国が本条約の国内実施法に見直し規定を置いている例も見当たらないことから、国内実施法案には見直し条項は設けられなかった⁵⁷。

国会では大きく取り上げられることはなかったが、条約の実施に係る国際的な連携のための体制作りも今後の大きな課題の一つである。ハーグ国際私法会議では、定期的に条約の締約国会議を開催しており、個別事案における各締約国の対応をも含めた条約の実施状

⁵¹ ハーグ国際養子縁組条約は、国際養子縁組が子の最善の利益のために行われることを目的として、子を送り出す国と受け入れる国の両政府の管理の下で縁組を実施する枠組みを定めた条約である。

⁵² 第183回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号9頁（平25.5.21）山上外務省国際法局長答弁

⁵³ 国内実施法案の策定過程においては、子の返還申立事件数は全国で年間数十件程度と見込まれた（第180回国会衆議院法務委員会会議録第8号5頁（平24.6.15）原法務省民事局長答弁など）。

⁵⁴ 第183回国会衆議院法務委員会会議録第8号1頁（平25.4.12）

⁵⁵ 厚生労働省の「人口動態調査」によると、沖縄県では、東京都、神奈川県に次いで多い59件が報告されている（2011年の届出件数）。

⁵⁶ 第183回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号16頁（平25.5.21）など。こうした要望に対して、政府は、今後の事件の推移などを見てしっかり対応したいと答弁している（第183回国会参議院外交防衛委員会会議録第4号16頁（平25.5.21）萩本法務省大臣官房審議官答弁）。

⁵⁷ 第183回国会衆議院法務委員会会議録第10号21頁（平25.4.24）新美外務省大臣官房参事官答弁

況に関するフォローアップを行っている。また、条約事務局ではデータベースを構築して判例の収集・分析を進めている。豪州とニュージーランドの間など、締約国の間では、司法当局同士が直接、個別事案における返還後の対応等について日常的に連絡を取り合うなどしていると伝えられる。中央当局には、海外における法制度の調査、分析、紹介等にとどまらず、条約の運用に関する情報の収集・分析を他の締約国と連携しながら実務家の協力を得つつ進めていく必要がある。さらには、条約の適切な実施のための裁判官による国際的なネットワークへの参加とそのための体制作りなど、具体的な対応が求められている。

(かじ りょうた)

【資料】条約締結を求める諸外国の動きと日本政府の対応

2004年1月	国連の「児童の権利に関する委員会」が、日本政府に対して、子の奪取に関する保護措置が不十分な点についての懸念を表明し、ハーグ条約の批准を勧告。
2005年12月	在京領事・総務関係者団体(TCAC)がセミナーを開催し、日本のハーグ条約締結を訴える。
2006年6月	日加首脳会談で、ハーパー首相が、ハーグ条約に関する二国間協議を要請。
2008年3月	駐日カナダ大使館でシンポジウム「ハーグ条約—21世紀における国際的な子の権利」が開催される。
2008年5月	国連人権理事会の日本審査において、カナダとオランダが、日本にハーグ条約締結の検討を勧告。
2008年7月	日加首脳会談で、ハーパー首相が、ハーグ条約への参加を希望する旨発言。
2008年11月	日加外相会談で、キャン外相が、ハーグ条約への参加を要請。
2009年3月	米下院が、日本を含む未締約国のハーグ条約締結を求める決議を採択。
2009年3月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約に加入する可能性を検討してほしい旨発言。
2009年5月	日加外相会談で、キャン外相が、ハーグ条約への加入につき要請。
2009年5月	米国、英国、フランス、カナダの4か国の臨時代理大使・公使等が、ハーグ条約早期締結を求める共同声明を発出。
2009年6月	キャンベル国務次官補(東アジア・太平洋担当)が、米上院外交委員会での指名承認の公聴会において、「(子の親権問題を)日本側との最初の協議で取り上げる」と述べる。
2009年9月	日英外相会談において、子の親権問題について議論。
2009年10月	米国、豪州、カナダ、フランス、イタリア、ニュージーランド、スペイン、英国の8か国の大使・公使が千葉法務大臣との会談で、ハーグ条約早期締結を要請し、共同声明を発出。
2009年10月	マンデルソン英首席大臣兼ビジネス・イノベーション・技能大臣が、岡田外務大臣との会談及び鳩山総理大臣への表敬において、ハーグ条約への署名検討を要請。
2009年11月	ウェッブ上院議員ら超党派の米上院議員 22 名が、子の連れ去り問題への対処で積極的な取組を日本との首脳会談で求めるよう要請する書簡をオバマ大統領に送付。
2009年11月	日加首脳会談で、ハーパー首相が、ハーグ条約締結につき要請。
2009年12月	外務省内に「子の親権問題担当室」が設置される。
2009年12月	米下院の「トム・ラントス人権委員会」が、日本人などの親に子を連れ去られた米国人より意見を聴取する公聴会を開催。
2009年12月	「子の親権問題に係る日仏連絡協議会」の第1回会合が開催。
2010年1月	駐日米国大使館と米国国務省の担当者が外務省の担当者与会談し、ハーグ条約締結を改めて要請。
2010年1月	米国、豪州、カナダ、フランス、イタリア、ニュージーランド、スペイン、英国の8か国大使・公使が岡田外務大臣との会談でハーグ条約締結を要請し、会談後に条約締結が日本人親にも利益となる旨の共同声明を発出。
2010年2月	キャンベル米国務次官補及びブルース駐日米大使が、日本に子を奪われた米国人の親と会談した際の記者会見で、問題解決のための日米両国間の協力を訴える。
2010年2月	日英外相電話会談で、ミリバンド外相が、英国は子の親権問題を重視しており、引き続き問題解決に向け協力していきたい旨発言。
2010年2月	鳩山総理大臣が、岡田外務大臣と千葉法務大臣に、ハーグ条約の早期締結に向けた検討を指示したと報じられる。

2010年3月	日仏外相会談で、クシュネール外相が、子の親権問題に言及(鳩山総理大臣への表敬でも懸念を表明)。
2010年3月	米国、豪州、カナダ、フランス、イタリア、ニュージーランド、スペイン、英国の8か国の大使・公使が、ハーグ条約締結と問題解決のための取組を求める共同声明を发出。
2010年3月	米下院外交委員会の公聴会で、クリス・スミス議員が日本への子の連れ去りを非難。
2010年5月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、子の親権問題について提起。
2010年6月	「子の親権問題に係る日仏連絡協議会」第2回会合が開催。
2010年7月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約締結につき要請。
2010年8月	日本政府が、翌2011年にもハーグ条約を締結する方針を固めたと報じられる。
2010年9月	ルース駐日米大使が、日本に対し子の連れ去り問題の早期解決を訴える記事を寄稿。
2010年9月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約締結につき要請。
2010年9月	米下院が、日本への子の連れ去りを非難するとともに、日本に対してハーグ条約の締結を求める決議を採択(賛成416、反対1)。
2010年10月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約締結につき要請。
2010年10月	豪州、ベルギー、カナダ、コロンビア、フランス、ドイツ、ハンガリー、イタリア、ニュージーランド、スペイン、英国、米国の12か国の大使及びEU代表部代表が柳田法務大臣を訪問し、ハーグ条約の早期締結を要請(訪問後、共同声明を发出)。
2010年10月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、日本のハーグ条約締結につき改めて要請。
2010年11月	日本人と離婚したフランス人の父親が日本で「我が子に会えない」として自殺し、フランス国内で大きな社会問題となる(同年6月にも同様の事件が発生)。
2010年11月	日加外相会談で、キャンボン外相が、ハーグ条約締結につき要請。
2011年1月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約締結につき要請。
2011年1月	仏上院がハーグ条約締結を求める決議案を可決。
2011年1月	政府の「ハーグ条約に係る副大臣会議」の第1回会合が開催。
2011年2月	キャンベル米国務次官補が、日本のハーグ条約早期締結について、国務省のみならずホワイトハウスにとっても非常に重要な問題であり、米国議会では怒りの声さえ上がっていると指摘。
2011年2月	フィリップ・フォール駐日仏大使がインタビューで、ハーグ条約の早期締結に期待感を表明するとともに、現状を放置した場合の両国関係の悪化に懸念を示す。
2011年2月	米国のスーザン・ジェイコブス大使(国務省児童問題担当特別顧問)が来日し、山花外務大臣政務官にハーグ条約締結を要請。
2011年2月	豪州、カナダ、コロンビア、フランス、ハンガリー、イタリア、ニュージーランド、スペイン、英国、米国の10か国の大使及びEU代表部代表が、日本のハーグ条約早期締結を求める共同声明を发出。
2011年3月	米下院外交委員会の公聴会で、クリントン国務長官が日本に対し早期のハーグ条約締結を求める一方、日本政府による早期加入の可能性の検討について「日本社会でも、考え方が変わってきている」と指摘し、期待感を示す。
2011年3月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、ハーグ条約加入を期待する旨を発言。
2011年4月	日米外相会談で、クリントン国務長官が、子の親権に関する件は引き続き国際的にも重要な案件である旨発言。
2011年5月	日英外相会談で、ヘーグ外相が、ハーグ条約早期締結への期待を表明。
2011年5月20日	日本政府が条約締結に向けた準備を進めることを閣議了解。
2011年5月	「全米行方不明の子どもの日」に際して、クリントン国務長官が、ハーグ条約の意義を訴える声明を发出。
2011年5月	米下院外交委員会人権小委員会が、日本などに子を連れ去られた米国人の夫らから意見を聴取する公聴会を開催。クリストファー・スミス同小委員長が、日本は1994年以来奪取した321名のアメリカ人の子供を1名も返しておらず、最悪の実績国であると非難。
2011年5月	米国、カナダ、英国との首脳会談において、菅総理大臣が、ハーグ条約について、締結に向けた準備を進めることにつき政府として決定した旨表明。
2011年6月	カレン弁護士(米国務省ハーグ条約に関する顧問弁護士)が山花外務大臣政務官を表敬し、子の連れ去り事案はハーグ条約にのっとり処理されることが望ましいと述べ、米国におけるDVに関する法解釈やDV被害者への対応等について意見交換を行う。
2011年7月	米下院外交委員会人権小委員会が公聴会を開催。その中で、キャンベル国務次官補が「日本の対応は遅い。アメリカ合衆国の忍耐にも限度がある」と発言。
2011年8月	バイデン米副大統領が菅総理大臣との会談で、ハーグ条約締結問題への積極的対応を強く求めたとされる。
2011年8月	マリアニ仏運輸担当相が、伴野外務副大臣との会談において、ハーグ条約の締結検討状況につき照会。

2011年9月	キャンベル米國務次官補が会見で、国際的な子の連れ去り問題について「日米関係の主要課題になっている」と表明し、「日本で問題が広く認識されていない」と懸念を示すとともに、早期に進展がなければ、両国関係悪化につながる恐れがあると発言。
2011年9月	玄葉外務大臣とルース駐日米大使がハーグ条約締結問題について意見交換。
2011年9月	日米首脳会談において、オバマ大統領が、ハーグ条約締結に向けた日本の取組を評価するとともに、既存の個別案件への対応についても要請。
2011年9月	日米外相会談において、ハーグ条約締結に向けた日本の国内作業についての説明に対し、クリントン國務長官が、米国内で引き続き優先順位が高い課題である旨言及。
2011年11月	駐日6大使館(カナダ、豪州、フランス、米国、英国、ニュージーランド)が共同で、日本政府の実施したパブリックコメントに対して、日本の取組を評価するとともに、返還拒否事由は限定的であるべきとする意見を提出。
2011年11月	日米首脳会談において、オバマ大統領が、ハーグ条約締結に向けた日本側の取組を評価する旨を発言。
2011年12月	日米外相会談において、クリントン國務長官が、ハーグ条約締結に向けた日本の取組を評価するとともに、既存の個別案件への対応についても要望を提示。
2012年3月	米下院外交委員会人権小委員会が国際的な子の連れ去り問題の解決に取り組まない国に対し、外交的措置や制裁発動を求める(米国籍の子の連れ去り事件で未解決事案が10件以上ある国について、公的訪問や文化・科学交流の停止、貿易制限などを検討するよう、大統領に求める)法案を可決。
2012年4月	日米外相会談において、クリントン國務長官が、ハーグ条約について言及し、国会での条約承認への期待感を示す。
2012年4月	日米首脳会談において、子の親権問題につき、オバマ大統領がこれまでの日本の取組を評価する旨述べ、野田総理大臣がハーグ条約の可能な限り早期の締結を目指し、引き続き準備を進めていく旨述べる。
2012年5月	日米外相会談において、クリントン國務長官が、日本政府がハーグ条約と国内実施法案を国会に提出したことを評価するとともに、今後はその実施に期待している旨を発言。
2012年9月	クリントン米國務長官が野田総理大臣を表敬し、ハーグ条約についての日本の国会での検討状況について関心を表明。
2012年10月	玄葉外務大臣がエロー仏首相を表敬し、ハーグ条約についてやり取り。
2012年10月	米国のスーザン・ジェイコブス大使(國務省児童問題担当特別顧問)が榛葉外務副大臣を表敬。榛葉副大臣が、米国の緊密な協力への感謝、政府としてハーグ条約実施法案の作成等の作業を高い透明性をもって進めてきたことと関連の制度の検討・整備を精力的に進めていること等を説明。これに対して、ジェイコブス大使は、日本政府の準備の進捗や国内における理解の深まりに対する評価、日本の条約締結後のアジアにおける役割への期待、制度構築に向けた協力等について説明。
2013年1月	鈴木外務副大臣とスワイア英外務閣外相が、昼食会でハーグ条約について意見交換。
2013年1月	日米外相会談において、クリントン國務長官が、日本のハーグ条約締結のための努力を歓迎するとともに、国会での早期承認に対する期待を示し、岸田外務大臣が、ハーグ条約の締結は重要であり、国会での早期承認のために努力したい旨述べる。
2013年2月	城内外務大臣政務官とユング仏上院議員が会談し、ユング上院議員より、子の親権問題について、日本における取組の現状につき質問。城内外務大臣政務官が、①日仏両国で協力して取り組むべき重要な課題と認識し、②国境を越えた人の往来が飛躍的に増え、国際結婚も増加した現在、ハーグ条約の締結は引き続き重要であり、政府として早期締結を目指していく、③約30件判明している日仏間の既存の個別案件については、我が国の法律に従い、日仏連絡協議会など既存の制度を活用しつつ対応していく旨説明。ユング上院議員は、日本における取組の進展への期待を表明。
2013年2月	日米首脳会談において、安倍総理大臣が、ハーグ条約及び国内実施法案の国会提出を目指し、与党内プロセスを終了したことを説明し、国会での承認が得られるよう取り組んでいく旨を述べる。
2013年2月	日米外相会談において、ケリー國務長官からの提起を受け、岸田外務大臣が、ハーグ条約及び国内実施法案について与党プロセスが終了したことに言及、早期に国会へ提出し、承認が得られるよう最優先で取り組んでいく旨説明。ケリー長官は歓迎の意を表明。
2013年3月	コーカー米上院議員が岸田外務大臣を表敬し、ハーグ条約について意見交換を行う。
2013年4月	G8外相会合の際の日米外相会談において、ケリー國務長官が、ハーグ条約への取組について進展状況を確認。
2013年4月	日米外相会談において、ケリー國務長官が、ハーグ条約について提起。岸田外務大臣が、条約及び国内実施法案を既に国会に提出し、審議プロセスも開始されており、政府としては、今次常会で承認が得られるよう引き続き取り組んでいく旨を述べる。
2013年4月	バーンズ米國務副長官と岸田外務大臣、加藤内閣官房副長官及び河相外務事務次官との会談の際、ハーグ条約について意見交換が行われる。
2013年6月	日加首脳会談において、安倍総理大臣がハーグ条約の国会承認及び国内実施法案の成立を伝え、ハーバー首相は、良い話であると応じる。

(出所) 日本外務省、各国駐日大使館ホームページ等より作成